

## ○一関工業高等専門学校学寮教員宿直規則

(平成17年9月15日制定)

(趣 旨)

第1条 一関工業高等専門学校寄宿舍（以下「学寮」という。）における教員の宿直勤務（以下「宿直」という。）については、独立行政法人高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（独立行政法人高等専門学校機構規則第21号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務箇所)

第2条 宿直の箇所は、北寮舎監室、東寮舎監室、新南寮舎監室及び南寮舎監室とする。

(勤務体制)

第3条 宿直は、教育職員本給表の適用を受ける教員1名が輪番で勤務に従事するものとする。

2 宿直者は、宿直中巡視等必要がある場合を除き、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(勤務日)

第4条 宿直者の勤務日は、学寮の閉鎖期間を除く日とする。ただし、特別の事情により宿直の実施が困難と認められる場合は、この限りでない。

(宿直の命令等)

第5条 宿直の勤務命令は、校長が行う。

2 宿直の割り振りは、原則として実施する月の2週間前までに各教員に通知するものとする。

(勤務の免除)

第6条 次の各号の一に該当する者は、宿直を免除する。

- 一 新任者で着任後1月を経過しない者
- 二 健康診断の結果、宿直を行うことが不相当と校長が認めた者
- 三 副校長（寮務主事を除く）
- 四 その他免除することが相当と校長が認めた者

(交 替)

第7条 宿直を命じられた教員が、やむを得ない理由により指定日に宿直ができない場合は、あらかじめ交替者を定めて宿直変更届（別記様式）を提出し、校長の承認を得て勤務を交替することができる。

(記 録)

第8条 宿直の記録は、舎監日誌により行うものとする。

(事務の引き継ぎ)

第9条 宿直者は、宿直につく前に寮務係又は日直者（委託業者）から舎監日誌等必要な書類及

び用具を引継ぎ、勤務を終了したときは舎監日誌に必要事項を記録のうえ、寮務係又は日直者（委託業者）に引き継ぐものとする。

（非常事態発生時の措置）

第10条 宿直者は、宿直中に災害その他非常事態が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに速やかに校長及び寮務主事その他関係職員に連絡しなければならない。

（事務）

第11条 宿直に係る事務は、学生課が所掌するものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、宿直の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年9月15日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校学寮宿日直規則（昭和48年2月14日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。